

平成30年第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第55号

平成30年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年 5月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年6月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第2回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月4日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局課長補佐 平 田 友 彦
----------------	-------------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲南支所長	見 間 照 史
学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	松 下 信 重
地籍調査課長	岸 本 広 宣		

○田岡秀俊議長 おはようございます。

脇教育次長は、お母さんの葬儀のために欠席いたしております。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、竹林昌秀君、6番、川西米希子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 青梅がたわわに実っておりまして、私、きのう、焼酎漬けのために洗って、けさ、漬けてまいりました。

庁舎の前にはヒマワリがすくすくと、連作障害の気配もなく育っております。外の風景は極めて太陽がまぶしく、すばらしい初夏の日差しを見せているかと思います。

皆さん、おはようございます。一般質問やらせていただきます。

町政に当たっては、町長の3月の施政方針はまことに見事なものだったと思いました。そして、今回は町長選挙がなかったので、町長の政策の骨格が論議されることがなかったわけですが、それは先般の町政経過報告で見事に話されました。私もその中身には全く賛同できるもので、そういう考え方で実際にやっていけば、本当にいい町になるんじゃないかなと、そのように思うわけであります。

ただし、それで十分かというと、そうでもなくて、やはり種々現状を掌握しなきゃいけないこともあるわけですし、乗り越えるべき課題は山盛りかと思っています。そうしたことに

幾ばくかのお役にでも立てればというのが私の一般質問であります。

ちょっと心配なことがあります。満濃池のマラソン大会、職員方出ていただいて、非常に御苦労さまでした、立派に運営されたということで。それは民業のマラソンの専門コンサルタントに任せると、それほどの準備もなくできるんだなと。民業とのコラボでいけるんだなと。それからものづくりセンターの落成式に参加すると、流通や金融機関やとのコラボレーションが盛り込まれて、私たち格闘した時代はちょっと自力でやり過ぎた、もっとプロと手を組んだらよかったんやと、そんなふうはこの二つで痛感したわけです。ただし、ちょっと心配なのは、お金払わないかん。お金かかるんですね。

名古屋市デザイン博というのが開かれて、その後、大きなトラブルが起きました。名古屋市が設立した財団法人だったんですけれども、デザイン博を開くと赤字だった。その赤字補填のお金を市が出したことに對する訴訟が起きて、高等裁判所まで行きました。それは副市長さんがデザイン博の財団の理事長をしとったわけですね。

地方自治法体系では債務保証はしてはいけないことになっています。借りる金を町が払ってやるぞという契約はいかん。しかし、赤字が出たのを補填する損失補償は構わんようになってます。借りた金のほうが限度額がわかっとなって安心なような気がするんですが、損失補償は何ぼ損が出るかわからんのに構わんということになって、法令の空白ですね。これをめぐってはちょっと法理的に整理せないかんわけで、総務課長さんのこのあたりでの法務行政へのテコ入れをお願いしたいと。

これは通告にありませんのでお答えは要りませんが、職員たちが力量をつけて、見識ある役場になるために乗り越えるべきテーマかと、そんなに思うわけであります。

さて、町長の経過報告の中で、2番目に産業の振興、経済の発展ということを解かれました。教育や福祉のことは一言も触れられなかったと。画期的な方針演説だったと、そんなふうに思います。

その一端として、我が町は農地利用、土地利用から見ると農業の町でありまして、農業をどのようにしていくのか。農業をどのようにしていくのかというときには、農業振興地域整備計画、これが根幹をなすんだろうと思います。現行の農業振興地域整備計画は、どこを農振地域にするという地番と町が助成する作物、ブロッコリーだ、ヒマワリだ、青ネギだと書いてあるだけで、それ以上の中身がないわけです。農業を振興するのは土地利用と生産主体と資金とノウハウと市場調査が要るんだろうと思います。そうしたことの作戦計画をつくらないかん。農業振興地域整備計画、これに盛るべきものは何だと法令は定めているのか。それに定められていないとすれば、農業生産を振興するための手だてはどのようなことがあるのか。農業振興整備計画の改定の日程と、どのような観点で、今後、それを策定するのか、この手法を問います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の農業振興計画の改定の日程と手法を問うにお答えいたします。

農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上

の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図ることを目的といたしております。

平成29年2月に、香川県は農業振興地域整備基本方針の変更が提示されましたことから、今年度、まんのう町農業振興整備計画の見直しに着手いたします。

計画の見直しは、農業振興地域の整備に関する法律、同法施行令、施行規則、農業振興地域制度に関するガイドライン、そして県農業振興地域整備基本方針等に基づき香川県との協議を経て適正な手続のもと作成することになります。

今後の予定でございますが、平成30年度には基礎データの収集や基礎資料などを作成いたしまして、平成31年度に新たな農業振興地域整備計画書を策定するため、全ての農地の現況を調査し、優良な農地の確保とその有効利用に向け、適切な運用と取り組みの積極的な推進を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本年度、基礎資料を収集するということですね。策定作業は31年ということですね。どのような資料を策定するのか、それは町長がどのような内容の農業振興地域整備計画にしようとするのか、その方針があって集める資料が変わってくるんだろうと思います。

私の知る限りでは、県内のどこの農業振興地域整備計画も内容を伴わない。農業生産に寄与するものとはなっていない。

一つは、農業振興地域の指定があれば、土地改良事業や農業構造改善事業を導入できるという大きな線引きはありました。その意味では大きいんですけども、生産を伸長し、担い手を育成し、農業近代化の施設整備を推進する中身とはなっていないわけですね。

私は、アスパラガスの栽培農家は何軒で、何ヘクタールあって、売り上げがどこで、どこの市場へ売って行って、粗利益がどれぐらい上がっていると、そうした作物ごとの生産目標計画、それを実現するための手だてをつくる計画が要るんじゃないかと。これは町の職員にやれといっても無理だろうと思いますけれども、町の職員がそういう人たちを、専門家を集めて検討する協議の場を設けないかん。

町長が農業振興と言ったときに、その作戦を立てる部隊がいないと、参謀本部なしに陸海空軍は動けませんね。東北に震災救援に行くにも、善通寺の14旅団は綿密な出動計画を立て、物資の補給計画を立てて向かいました。農業政策においてはこれが空白になっておるのではないかということでもあります。

こうした作物ごとに調査した生産計画を農協、普及センター、農業生産団体、そうした人たちと相談する体制を組むのかどうか、そういう内容を農振計画に盛り込むのかどうか、これをお尋ね申し上げます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、現行は、地域指定と町が助成する特定作物の指定だけである。現状を数値であらわし、目標を掲げる内容にできぬか。作物ごとに農家数、栽

培面積、生産量と販売額、販路と粗利益とかの生産振興と産直市支援とできぬかという御質問にお答えいたします。

御質問にありました作物ごとに農家数や栽培面積、生産量や販売額などの数値につきましては、農協の取り扱い作物につきましては農協が把握していると思いますが、まんのう町全体の数値は調査したものがございません。

このため、今回の計画では、農林業センサスにより公表されている数値を参考資料として適用することになりますが、これは周辺自治体の農振計画を見ましても同様であり、マニュアルに沿った内容となっているようでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

もしまんのう町の作物ごとの作付面積、生産量や販売額を調査するとすれば、時間と手間が必要であり、それを分析してどのような品種をつくれば特産品となり得るかを検討するには、今の限られた人材の中では容易ではありませんので、今後は業務委託等の手法も含めて調査計画ができないか、専門家の意見を聞きながら研究したいと考えております。

さまざまな取り組みから新特産品の創出を目指し、核となる商品がふえ、品ぞろえがよくなれば、産直市の活性化も図られることでしょう。

このようなことから、農家所得の向上を目指し、ひいては町農業の振興と定住化の促進につなげたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 いきなり町が独自の作物の調査をするといっても、なかなかそれは難しいことで、将来にとっておくべきことではないかと思います。

農業センサスや中四国農政局の香川統計事務所の数字、あるいは農業改良普及センターの掌握しているもの、農協とかを総合すれば、主要な作物七、八割方は掌握できるんじゃないかと思います。

畜産がとにかく農業生産の半分以上を占めているわけですが、畜産については完全に掌握できているはずですね。

まず、100点満点をとるんじゃなくて、65点か75点狙いの計画を立てて、次、10点ずつ伸ばして、85点ぐらいの計画になればいいですね。既存の統計を使いこなすということは、そのとおりのことで、よろしくお願いいたします。

そして、これ、策定するには、うちの職員たちはブロッコリーづくりよるところをほとんど見に行っていないと思いますし、それから畜産農家のところを訪問もほとんどしてないんじゃないか。クラスター事業とかで大きな投資をするときには打ち合わせに行ったりするでしょうけれども、そこの生産者と語って、生産の課題、何がネックで売り上げが伸びないのか、生産が伸びないのか、もうからないのかという話し合いを作物ごとにすべきだろうと思います。

例えば、職員1人が、私はブロッコリー担当、私は青ネギ担当、私というふうに作物ごとに担当すれば、深い専門家ができやしないかなと思うんですね。みんないつかは農政

へ回ることがあるんですね。一品ずつ考えないと、抽象概念で農業振興、農業立町だといったところで、何の手だても生まれない。一品ずつ調査体制をとるのかどうか、町長の見解を問います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

一品ごとに専門家を養成するののかということでございますが、今までそういうことは余り考えたことがございませんでしたので、今後、検討させていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 人員配置の問題でありまして、物事をなすには資金の投入割合をどうするか、人の投入ですよ。それがありますから、町政全体の中でそういう配分を考えるべきだと思います。

ここ12年間の人員配置を見てみますと、福祉保険畑、包括支援センターなどは専門家をどんどん調達して、私が現職のときより相当ふえておりますね。人材を投入したところですね。

それから、教育委員会も正規職員はふやしておりませんが、嘱託とか教職経験者で専門性を補う体制を組んで、それもまた見事なことだと思います。

農政分野にはそれがなされていない。農地の流動化をあっせんするところには見識ある人を調達しておりますけれども、県はいち早くこの体制に入っております、生産流通課というところで市場調査を行い、マーケティングを行い、それと生産と流通とを結びつける体制を組んで久しいと。政府や県の施策の下請を行っているにすぎない農業政策では、本町の農業は発展しないと思います。

幸いなことに、本町には農政のプロフェッショナルがOBとかでおいでて、こういう人々を相談役、顧問役に調達して、この次の農業振興計画の立案に向けられようまくいくかもしれません。そういう人に、職員たちに視点を御伝授願えれば、本町の農政の力量は上がるのではないかと。町長、そうした専門家の調達することについて、町長の見解を伺います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

農業についての専門家を専属で置くかどうかということでございますが、町全体の人員のバランス等もありますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そうした農業振興地域整備計画、それに伴う特別調査員とか、そういう体制の置き方もありますし、町に常駐させる方法もあるし、種々あるだろうと思います。全庁的なバランスの問題であり、よろしくその推進を御検討願いたい。

そして、何よりも本町が直接やってきたのは産直市の育成ですよ。樅の木峠のところでも2億4,000万円ぐらいは売っていると。農協のやっているところも、しっかりと

客を育てております。産直市出荷をテコ入れする手だて、これをぜひ検討していただきたい。

マラソン大会やって、どれだけ金がうちの町に落ちたんや。よその人が来て、うちの町へお金を落としてくれよるのは、国営公園の駐車料金と産直市と温泉の売り上げじゃないのかと。経済効果を生むためには、産直市、温泉、国営公園をテコ入れしたらええんじゃないかと。マラソンの好きな人に、うちのボランティアと職員が二、三百人動員して楽しませてあげただけで終わってはちょっとせつないものがある。確かに本町の知名度や交流人口は1,200人の選手、そして応援する人たちとかふえたということにはなるでしょうが、本町の施策である限り、経済効果を抜きにした対策は長続きしないような気がします。

町長、産直市テコ入れの視点を次期の農業振興地域整備計画に盛り込む気があるのかどうか、御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの生産振興のために耕作者の確保、産直市出荷の拡大、新たな作物栽培のための苗木への助成も盛り込みたい、町長のテコ入れ策を求めるという御質問にお答えいたします。

町内には農事組合法人を含め、認定農業者がこの3月末で約72名と少なく、地域によっては担い手不足により遊休農地が増加傾向にあります。

今後、適正な農地利用を進める上で、担い手の確保が急務となっておりますことから、普及センターや香川県農業会議、または香川県農地機構などの関係機関との連携の中、各機関の役割を明確にして、認定農業者や営農法人の育成などに注力する必要があります。

こうした担い手の確保や育成の過程で、高所得農業経営に向けた作物の普及活動を推進し、担い手への農地集積、集約を進め、安定した農家経営を目指してまいります。

また、現時点では苗木の助成事業に係る町単独事業等はありませんが、県のオリーブ生産拡大支援事業や讃岐産フルーツ生産拡大事業では、果樹の苗木の購入に関する補助がございました。

現在実施中の県補助金について研究をし、上乗せ補助の必要性についても検討したいと思いますし、産直市につきましても、今後、検討課題としていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 産直市も、私が責任者をしていたときから産品があんまり変わらない。地域の特色ある作物がなければ、マスコミも報道してくれないし、その特色ある作物自体の売り上げは小さくても、来てくれれば米が売れる、キャベツが売れる、大根が売れる。やっぱり平凡なものをたくさん売らないともうかりませんけれども、ただフラッシュライトは要ると。そういうことだろうと思います。

新たな作物を栽培するのであれば助成するぞと。それから苗木は高いですね、果樹のはね。でも果樹というのは、一遍植えたら長続きしますから、そうした助成も視界に入れて

おいていただきたいと思います。

そして、本年度予算、非常に地域のバランスにも配慮した見事な改修計画であったり、昨日の本町の重点施策という解説も見事なものだったと思います。

ただ、私としては、それ、いつ検討しよったんや、何か突如予算書に入っとるぞという感じのが多いですね。結果オーライといえはそれはそうかもしれないけども、やっぱり道路改良10カ年計画とか、土地改良5カ年計画とか、およそのめどを持って、それを年度ごとにそのとおりするのではなくて、その年の事情を勘案してやっていくという、土地改良計画、河川整備計画、道路整備計画、林業施設計画とか大きな投資を伴うものは年度割を、それは耐震構造や、それから増改築する既存施設のものなんかも大きな年度割ぐらい拾い出した中期計画ぐらいつくってもらったらと思いますが、本質問の主眼は農業生産振興計画を農振計画に入れるのか、それとも別途計画に入れるのかということにありますけれども、そうしたことも合わせて中期的な年次計画をつくるつもりがあるのかどうか、町長の見解を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

土地改良計画、河川整備計画、道路整備計画、林業施設整備計画は見たことがないが、年次計画に沿って進めることへの町長の見解を求めるといふ御質問にお答えいたします。

土地改良事業計画、河川整備計画、道路整備計画についてでございます。

まず、土地改良事業計画でございますが、本町において土地改良事業につきましては、県営土地改良事業、団体営土地改良事業、単独県費土地改良事業などの事業を実施しているところでございます。

県営土地改良事業、団体営土地改良事業など国庫補助金を伴う事業につきましては、農業農村整備事業管理計画がございます。また、5年間の事業計画を立てて順次実施いたしております。各年度当初に年度ごとの事業の進捗状況、また、事業費などを精査し、事業実施による農業用施設等の早期発現を図っておるところでございます。

当事業計画の主な事業は県営中山間事業（まんのう地区）、県営水利施設整備事業（満濃池幹線）、県営ため池整備事業、団体営調査設計事業などでございます。

次に、河川整備計画についてでございますが、本町には国直轄管理の1級河川土器川、県管理河川である2級河川金倉川、財田川などございますが、国、県においては河川の改修事業の実施が必要な河川においては河川整備計画を立て、計画に沿って河川改修など実施いたしております。

まんのう町内の県、国の管理河川以外の河川は河川法による河川、または河川法を準用した河川ではない普通河川であり、河川整備計画はございません。

次に、道路整備計画でございますが、まんのう町過疎地域自立促進計画、辺地に係る総合整備計画で5年間の事業計画を作成しており、実施いたしておるところでございます。

主な事業は町道改良事業、町道橋の長寿命化を図るための橋梁点検事業、橋梁修繕事業、

道路安全施設整備事業、町道維持整備事業などであり、農道、林道においても計画に沿って計画的に実施をいたしております。

そして、まんのう町森林整備計画は、国有林も含め町内の森林整備するときの進め方や基準等を定めたものであり、まんのう町森林経営計画は、町有林の植林から育成管理を経て伐採までの時期を決めた計画書でございます。これらに基づき森林事業の施策を推進しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 土地改良の事業は中山間総合整備とかで県の事業になってしまっているわけで、本町がつくってないというふうな事情はわかりますけれども、道路なんかも国道、町道、県道ありまして、本町地域のをやっぱりまとめるということが要るのかなと。そんなに詳細にしないでいいですけども、そうして改良率をどこまでにする、舗装率をどれだけにするとか、未改良区間の箇所数とかという、そういう数値の目標管理のをつくっていただきたらと思います。

本質問は農業振興地域整備計画のところに主眼があるわけですがけれども、今、御答弁いただいた視点で御検討いただいて、本町の農業生産を振興する作戦計画書となることを御期待申し上げておきたいと思います。

過疎自立計画とか辺地計画とか、種々、いろんなところに計画が盛り込まれているわけがありますけれども、それを見ながら職員一人一人が、順次、目標管理に数値を上げていくと、職員の育成にもつながるんじゃないかということをお願いして次に行きたいと思います。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 空き家対策の現状報告を求めて、それへの対策を問うであります。

口で数字を言われても、メモをするのが間に合わないで、グラフとかを出してくださいということですが、先日の建設経済常任委員会で報告されておりました。住民一般に伝えるために、きのうの仲南の町政懇談会でもこの空き家の問題は関心が高くて、質問が出ておりました。我々より立派な質問だったかもしれない。そんなふうな気さえした町政懇談会だったですね。

私の関心は調べたと。調べた内容をどのように住民や議会に報告して、どのような対策を打つのかと。何か手だてを打つために調べたはずなので、そのところを御答弁いただきたらと思います。町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、空き家対策の調査結果の全体概要を説明させていただきます。

1ページをごらんください。

まんのう町内全域の現地調査を行い、783件の空き家等と思われる建物が確認できま

した。783件のうち空き家等と特定し、不良度の測定ができた建築物が639件で、雑草、立木の繁茂等で近づくことが困難で建築物を目視できなかったもの、居住が確認できなかったもの、公営住宅、取り壊されて更地になっているなどが144件ありました。

2ページをごらんください。

空き家率は建物数8,130件分の639件で7.9%でございます。地域別では、満濃地区5,155件分の270件で5.2%、仲南地区1,682件分の133件で7.9%、琴南地区1,293件分の236件で18.3%でございます。また、大字別はごらんのとおりでございます。

次に、3ページをごらんください。

空き家率及び空き家件数分布状況の空き家率と人口減少率については、町全体20%、満濃地区10.2%、仲南地区26.0%、琴南地区45.2%でございます。地域別分布表はごらんのとおりでございます。

次に、4ページをごらんください。

老朽度・危険度のランク別空き家件数と割合につきましては、ランクAからEまでの判定結果にランク分けを行っております。

最初に、各ランクの御説明を申し上げます。

ランクAは目立った損傷は認められない、ランクBは部分的な損傷はあるが、危険な損傷は認められない、ランクCは部分的に危険な損傷が認められる、ランクDは建築物全体に危険な損傷が認められ、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる、ランクEは建築物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられるなどにランク分けされております。

町全体ランク別件数、割合につきましては、ランクAが74件11.6%、ランクBは130件で20.4%、ランクCは319件で49.9%、ランクDは80件で12.5%、ランクEは36件で5.6%でございます。また、地域別は5ページのとおりでございます。

次に、6ページをごらんください。

不良度が高い老朽度・危険度ランクD、ランクEの大字別件数と割合は表のとおりでございます。神野、真野及び五條並びに後山はランクDとランクEの空き家は存在いたしません。

次に、7ページをごらんください。

建物用途別空き家件数は、空き家件数639件のうち戸建て住宅527件で82%、長屋住宅4件で1%、店舗・事務所37件で6%、店舗兼住宅33件で5%、工場13件で2%、その他25件で4%でございます。その他の建物といたしましては、プレハブなど用途不明な建物でございます。

次に、8ページをごらんください。

総務省統計局公表の平成25年住宅・土地統計調査結果では、全国の空き家数は820

万戸、空き家率は13.5%であり、香川県17.2%と、全国平均よりも高い空き家率となっております。

調査結果は、当町の空き家率は7.9%であり、総務省統計局公表の香川県の空き家率と乖離がありました。これは、調査が全室空室の場合を除く長屋住宅、共同住宅を協議の上、空き家等と特定しなかったこと、町内全域を調査区域としたこと、不良度の測定を行った建築物を空き家としたことが要因と考えられます。

次に、9ページをごらんください。 (大西豊議員退席 午前10時07分)

結果分析を御説明いたします。

空き家の分布状況につきましては、満濃270件、仲南133件、琴南236件と、全ての地域において一定数の広がり確認できます。建物数に占める空き家の割合を算出した空き家率につきましては、琴南地域が18.3%と高く、琴南地域内の大字別空き家率を見ても、町全体の空き家率7.9%を上回っており、地域全体が人口減少、空き家増加の傾向が進んでいると考えられます。

不良度の測定結果は、老朽度・危険度ランクA、ランクB、ランクCの空き家につきましては、長期間管理されず放置されると、老朽化による倒壊のおそれ、不法侵入や放火の危険性、敷地内の雑草等の繁茂による衛生面の悪化など、地域住民の生活環境への影響が出てくると考えられます。

空き家の所有者等に適正な管理を促すための環境づくり、活用希望者との仲介を行う空き家バンクなど、利活用の促進を今後も進めることが望まれます。

老朽度・危険度ランクD、ランクEの空き家につきましては、全ての地域で存在が確認できました。特に琴南、仲南地域は地域内の空き家件数に占めるそれらの割合が20%となっております。 (三好勝利議員退席 午前10時09分)

また、山間部では、長期間管理されず、放置された建築物として認められないような半壊や全壊した廃屋も一部見受けられます。

倒壊等の危険が予測されると考えられるランクD、ランクEの空き家につきましては、国道、県道及び町道や隣家など、周囲への危険が及ばないための対策、撤去に向けたさまざまな対策が望まれます。

本調査は当町全ての家屋に対して現地調査を実施し、空き家の全体的な実態の把握と不良度を測定し、老朽度・危険度のランク分けを行いました。その結果を数値化及び可視化することで、今後の所有者の意向の把握や計画的な適正管理に役立つ基礎資料を作成することができました。

空き家等実態調査の業務結果を受けて、今後、空き家対策計画を作成する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 それでは、空き家で固定資産税を納めてくれているところと、持ち主がわかる、わからない、相続人と連絡がとれるのか、そういった状態をお尋ねします。

○田岡秀俊議長 答弁、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

固定資産税につきましては、空き家であるなしにかかわらず、全て課税いたしております。地権者が死亡されている場合でも、可能な限り相続人を調査して、その中から納税義務者を決めていただき、固定資産税の納付書を送っております。

まんのう町内で固定資産を持ち、町外に住所がある納税義務者の方につきましては、そのほとんどが期日までに納付されている状況でございます。

次に、持ち主か相続人と連絡がとれるのか、とれない件数とその比率はということでございますが、納税義務者に係る固定資産税は土地と家屋の複数地番で構成されており、その中で住居部分だけの地番を特定し、空き家と判別することは今の固定資産のシステムでは難しいのが現状でございます。 (三好勝利議員着席 午前10時11分)

しかし、納付書を郵送した際、宛先不明で返ってきたものは、建設課が行った空き家の調査データを参考にしたり、現地を回って現状の把握をいたしております。そして、滞納がある場合は、空き家であるなしにかかわらず、滞納整理を進めております。

宛先不明で返される件数は、毎年、50から60件程度ありますが、現地等再調査をし、最終的には20件程度が残り、公示送達を行っております。

死亡者課税等の課題は残りますが、昨年度の納税義務者総数8,953人のうち宛先不明者は20人程度であり、99.98%の方には通知書が届いているような状況から、空き家に限っての納付状況に問題はないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 空き家であるかどうかはわからないけれども、固定資産税の滞納は極めて少ないと。20件ぐらいが突きとめられないぐらいということで、事務方がよく努力されていることがよくわかりました。

建設土地改良課が空き家を調べたのは、コンサルに頼んでいるんで、職員が歩いたわけじゃないので、職員たちは、実態、実は統計上わかっているだけで、わかってないですね。もしかしたら、固定資産税係の住宅所管のところが一番空き家の実態を御存じかもしれませんね。それは職制を柔軟に運用すれば、その問題の調査、研究はできるのかなとも思います。そうした現状がわかり、結構なことだと思います。

私は、用途、使い道として、本町の農村工業導入で来た企業が、外人労働者を雇っておりますけれども、敷地内に住宅を建てておりますね。それから酪農家とかが外人労働者を雇っておりますけれども、やっぱり住宅建ててますね。そうした人たちに転用できるのか、その辺のことの検討の可能性をお伺いします。

ランクD、Eは、これ、特定空き家にして撤去とか何とか手だてを講じないと、危ないところはやらないかんのはわかるんですけども、使えるところを生かす手だてとして、そうした外人労働者の住宅にできないか。

あるいは、今、東アジア各地から外人観光客がいっぱい来てて、宿泊が足りませんね。

高松ではホテルがこれから五つ建つそうです。民泊への転用の検討の可能性をお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問に答えいたします。

空き家対策の現状報告がありましたので、それへの対策をどのようにするかという御質問でございます。

修築し、再利用が可能かどうかということでございますが、議員も御存じのとおり、現在、本町の空き家の利活用制度につきましては、まんのう町空き家等情報登録制度で空き家と空き家に住みたい利用者を登録してお互いをマッチングする制度と、契約後に空き家をリフォームした場合、その一部分を補助するまんのう町空き家リフォーム事業補助金制度がございます。

御指摘の修築して再利用ということにつきましては、あくまで空き家利活用の制度からすると、登録された空き家につきましてはマッチングができた上でリフォーム補助を活用して住んでいただくということになると考えております。

空き家もあくまで個人の財産であり、空き家の利活用制度について賛同いただけての話でありますので、空き家の登録が進まないことには次に進んでいきません。

しかしながら、維持管理していたとしても、空き家のままで数年経過しますと劣化が進み、小さかった傷も大きくなり、結果、活用できなくなりますので、利活用の観点から、利用登録の推進を図るために一層の周知が必要で、引き続き、啓発を行ってまいりたいと考えております。

空き家の登録に際しましては、間取りや築年数等の状況が不明な場合は、無料で県の建築士協会に相談できる体制も整っております。

一方で、空き家の利活用には限界もありますので、例えば土地利用活用の観点から、倒壊のおそれがあるものや、その価値が低いもの、周囲の環境も含め、更地にして分譲するなどといったような方策も、今後、全庁的、横断的に検討すべき課題であると考えておるところでございます。

このあたりのところも次期総合計画の項目として、引き続き、継続課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 危ないところを取り壊すというのは、行政としてやらないかんことだと思いますが、私的財産のあっせん、仲介を町の職員がやるというのは難しいんじゃないかなと。不動産屋に情報提供して、不動産屋が熱心に動くように、空き家を何かしたら裏で補填してやるぞとか、民業、不動産屋を活躍させて、不動産屋にもうけてもらうようにしたらどうかと、そんなに思います。

私は婚活とこの空き家の利活用は、うかうか手出しすると、くたびれもうけで何の得るものもないような徒労に終わりはせんかなと思っとるわけです。

婚活なんかは損得抜きで、どんなに効果が得られなくてもやるべきものとは思いますが、そんなふう思うわけです。

問題は吉野から北は住宅が建ち続けております。農振地域指定を外したりしてどんどん建てたらいいという物の見方もあるでしょうけれども、農地をさなぎが食い潰すみたいに虫食い状態にしているわけですね。虫食い状態になったところでは、トラクターを使ったエンジンの音が、農薬をまくととかいろんなトラブルが起きますね。農業振興地域として保全すべきところと、住宅地とすべきところの線引きは要りはないのかと、こういうことであります。

(大西豊議員着席 午前10時19分)

空き家のところは水道も下水も道路も来ているところが多くて、町長の今の答弁にありましたように、更地にして再利用したら、町が裏支援してやるぞとかと、既に宅地になっているところに新しく住宅が建つ手だてがいいんじゃないかと。それが地域社会の平穏というか、安定につながるんじゃないかと、そんなふうな気がするわけです。

何もないところに建てると、そこへ道路をつけてやらないかん、水道を引いてやらないかん、あらゆる公共インフラの投資が要るわけですから、今、日本中の空き家問題はそれでありまして、私はこの「住宅過剰社会の末路 老いる家 崩れる街」という衝撃的な本を読みまして、現在、800万戸の空き家が15年後には2,100万戸を超えて、3戸に1軒が空き家になると。世帯数をはるかに超えた住宅があるにもかかわらず、新しいところが建て続けられている。空き家率の半分は借家だそうでありまして、本町で借家が空き家になっているところがどの程度か、ちょっとお伺いしたいです。わからなければ、わからないでいいです。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御答弁申し上げます。

データのなものにつきましては、数字的にまんのう町ということで区切ったものはないとは思いますが、データのほう、手元のほうに、今、持ち合わせがございませんので、調べまして、また御報告のほうをさせていただきたいと思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の空き家の場合には、離村、村を離れて出ていった、その空き家の比率が高いですから、この全国的な統計と同じようになるとは思いますが、本町の空き家の特質というのは何かつかまえられるといいなというわけでありまして。

ただ、空き家対策は無駄骨になる率も高いことですから、もっとよくよく論議、検討を多角的にせないかんだろうと思います。

一から調べなくても、住宅土地基本調査という政府統計がありますから、それを最大限活用して、そのときにうちの町の関心のある項目だけうちの町だけ独自にするとか、何かそんな手だても講じてもらいたいと思います。

これは御提言だけにさせていただいて、三つ目に移りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で2番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 退職年齢層が耕作者として営農を継続できるような助成制度の確立を求めます。

営農者の年齢構成を農業センサス、国勢調査、住民税の申告、農家台帳からグラフや表により集約して提出を求めます。

また、認定農業者、法人営農、集落営農などの担い手三本柱、これが耕作している面積を合併以来の推移の報告を求めます。

この担い手三本柱が引き受けた耕作面積が伸びていないんじゃないかと、そう思っているわけですし、それだったらほかの耕作者を見つけなったら耕作放棄地がふえるぞと、こういう物の見方であります。町長の対応策を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に、サイドブックスの一般質問のフォルダを開いてください。

ここに、一般質問説明用農林 1 として、年齢別の基幹的農業従事者数の資料と、同じく農林 2 としては、担い手数の推移の資料を掲載してございます。

それでは、説明をいたします。

今、国が進める農業政策は、認定農業者、認定就農者、集落営農などの担い手に農地を集積することで農地の遊休化を防止して、食糧自給率の維持を図り、かつ、農村の環境を保全することを目指しております。

そのために、担い手に対して農地集積のための機構補助金を交付して、経営所得安定対策事業、各種の農業用施設及び機械の設置導入の補助を行って農業経営を支援しております。担い手以外への補助事業はほとんどない状態にあります。

国の目指す農業は、作物や機械設備に補助をすれば持続可能な経営ができる農家であり、小規模な農家に補助金を出すよりも、同じ額を支払うなら、大規模な担い手に補助金を出して効率的な経営をしてもらいたいという考え方でございます。

ここで、サイドブックスの農林 2 をお開きください。表をごらんください。

認定農業者は平成 19 年には 71 人で、平成 24 年に減少しましたが、平成 29 年に 72 人、10 年間では微増となっております。

この間に、認定農業者の耕作農地面積は、平成 19 年には約 198 ヘクタールでしたが、平成 29 年には 355 ヘクタールと 1.8 倍に増加しており、農地の集積は着実に進んでおります。

さらに、来月には農業委員会の体制変更がありますが、新しい委員さんや農地利用最適化推進委員に御活動いただき、香川県農地機構を介した農地集積を積極的に進め、長期的視野に立って農地の遊休化防止を推進したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 質問席へタブレットを持ってくる訓練になりましたね。立派に報告していただいております。

198ヘクタールから三百五十幾つヘクタールまで、担い手に集まった面積はふえているということですね。それは、担い手の件数はふえていないけれども、農地の集約は進んでいるという、非常に結構なことだと思います。

ただし、やっぱり担い手三本柱以外に公的な補助がないわけです。実を言うと、担い手三本柱に属しない農業耕作者が圧倒的で、私の周辺を見ていると、農協や郵便局や役場や大倉工業や川崎重工を退職した人が、一生懸命農業をします。親が残したトラクターやコンバインがあるうちはええんですけど、めげたら、もうそこで。

それから、今ある仕組みも、中古を買うのは対象にしてませんね。実際は、離農する人がいますから中古市場がありまして、私のクボタのトラクターは昭和40年代の11馬力。国道を私が運転しよったら、とまって写真撮らせてくれと。骨とう趣味かと思ったら、これ、売ってくれんかと。電子制御でのうて、しっかりしとって、これええんじやと。圃場整備してないところは、あんたのが一番。そうか、わし、一流のクボタのトラクターに乗ったんかと思ったわけです。中古がええんやと思ったんです。中古農機具、これを助成、担い手以外に、高齢者であっても助成対象にしたらどうか。

そして、もう一つは、農林災害に対象にならない小さな災害のときに、施工費が要るときに、もうほったらかすかとなります。

こうした今の農政の、政府の農政、県の指導方針は正しいです。正しいけど、兼業農家で来た香川県には全く合わない。耕作放棄地を防止するために、こうした手当を検討する気があるのか、ないのか、町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

企業を定年退職した農業者が中古農業用機械を買おうとするときに、町単独で補助してはどうかということでございますが、担い手農家が農業機械を導入する場合、国、県による各種補助事業はございますが、県の補助事業のほうが国の補助事業よりも手続が簡単のため、県事業が多く利用されておるようでございますし、町が上乗せしている事業が多いようです。

これらの補助事業は、担い手等であることが条件で、新品の機械が対象となっております。中古機械の場合は、現実的には補助対象となっていないようでございます。これは、購入物件の利用補償期間と価格が適正であるかが明確に示すことが必要で、企業がその内容を保証しなければ、補助することが妥当か、また、補助金額が幾らか決定できないためでございます。そのため、中古の農業機械を補助することはできないと考えております。

また、農業をする上で補助を受けるには、先ほども申しましたが、認定農業者を目指していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長は実に正しい農政の基本に沿った答弁をなされました。私が言いたいのは本町の現実であります。目の前5年間、7年間を乗り切る時限措置、3年だけやってみんか、様子を見て好評なら延ばさんか。それがいかんのやったら、時限措置でやる方法を考えていただきたい。

本町は過疎法がある、過疎地域自立促進法。7億円を借りてきて、基金にしといて、それで5年か7年運用できる。元利償還金の7割政府補填です。これを積極的に導入して、本町への資金循環の手だてともなる。有利な仕組みを放置しない手はない。過疎法を使って、年度間、年度調整の要らない方法を町長は使う気があるのか、ないのか。これを農業の担い手対策の穴埋め、政府施策の穴埋めする方法にできんのか、町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

過疎債による資金は都道府県ごとに金額枠があり、まんのう町ではその枠に沿って、近年は交通対策等に充てるなど、最大限の利用をいたしておるところでございます。

農業支援を行う財源としての過疎債のソフト事業分を基金として積み立てて利用することについては、調査が不十分ですので、早期に情報収集してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 過疎債は使い残しが多くて、総務省は困っている。私は過疎法の使い方を大学院でレクチャーしてきた身です。この使い方の検討を求めます。

以上、質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時47分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、1番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 平成30年度の施政方針のまんのう町長の方針を読ませていただきまして、大変よかったと思います。

ただ、生涯学習支援のところで、高篠ふれあいセンターについても同様であることから、平成30年度において基本設計を実施してまいりますという記述がありましたけど、それではちょっと私も理解ができないもので、質問させていただきます。

高篠ふれあいセンターの建てかえについての質問です。

公共施設の老朽化や耐震性が確保されていない場合、多額の予算が必要になります。しかし、地域住民にとってはとても関心があり、安心・安全な生活を望んでいます。高篠ふ

れあいセンターのもととなる建物は、平成１２年度に元被服会社を建物ごと町が購入し、平成１３年２月２８日に改修工事を完了し、現在に至っております。耐震性が確保されていない、補強工事も難しいという問題がありながら、高篠小学校放課後児童クラブの使用、高篠地区避難場所の指定や地域住民の憩いの場所になっています。高篠ふれあいセンターの建てかえこそが、人口増加が望める高篠地区の子育て支援、誰もが安心して暮らせるまちづくりになると確信いたします。

今後、どのようなスケジュールで進んでいくのか、町長の御答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員の御質問は、高篠ふれあいセンターの建てかえを早急の実現できるようにとの御質問でございます。

高篠ふれあいセンターは、平成１２年度に被服会社から建物を含む土地を購入し、同年度に改修工事を行った施設でございます。

高篠ふれあいセンターは、高齢者及び児童を中心に広く地域住民の教養の向上、レクリエーション等の場とし、もって地域住民の心身の健康の増進を図ること目的に設置した地域の拠点施設でございます。

また、防災としての避難所指定もしており、防災の拠点施設でもある大変重要な施設であります。

しかしながら、本施設は昭和４８年に建築した建物を一部改修したものであり、耐震性を有しない可能性が高いと思われることから、平成２９年度に耐震診断を実施いたしました。その結果、耐震判定値を満たしていないとの評価結果となり、耐震補強の検討も行いましたが、本建物はもともと民間の工場の建物で資料が少ないことや、現地調査で図面記載と調査部の内容に相違があったり、施工方法にも不備が見られ、未調査部分の状態によっては計画耐力数値の確保に正確性が低いことや、耐震補強工事の費用が多額であることから、本施設の建てかえを推奨する報告がございました。

また、現状では、本施設を高篠小学校の放課後児童クラブも使用していることや、文化団体につきましては、高篠コミュニティセンターを使用していることなど、総合的に検討を行う必要がございます。

地域の拠点施設である本施設を安心して使用するためには、改築工事を行うことが妥当であると考えております。

そこで、本年度には高篠公民館運営審議会を中心に、高篠ふれあいセンター改築の基本設計について協議してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、４番、京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 あくまで建てかえをお願いしたいと思います。そのほうが特に安全であると思いますので、予定より早く実現できるように検討をよろしくお願いいたします。あくまで建てかえをよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、12番、松下ですけど、通告に基づきまして、買い物支援事業、そしてまた、空き家調査の経過を問うの2項目について質問を行います。

まず、買い物支援事業についてお伺いをいたします。

現在、平成25年度に商工会と会員事業者の連携により、まんのう町からの補助金を受け、移動販売車両により食料品や日用品が仲南地区の高齢者等に移動販売や宅配等が実施されています。

平成27年度からは、琴南地区でも実施されていますが、好評であり、今後、満濃地区にも拡大できないものか、住民の多くの方からの強い要望があるが、町としてどのように考えておられるかをお伺いいたします。

高齢化により、車に乗れなくなった方とか足の不自由な方、そしてまた、免許返納等により、日常、買い物に非常に不便を来しているのが相当数いると思われます。タクシーで買い物に行くにしても、やはり1回買い物をするのに30分程度の待ち時間を入れますと、かなり大きな負担になっております。買い物に困っている方々の利便性を図る上でも、移動販売車による地域の拡大が望まれますが、どのように考えておられるのか町長の所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、買い物支援事業についての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者等買い物弱者支援サービス事業についてであります。この事業は平成24年度にモデル事業として実証実験が行われ、アンケートや報告書に基づき、商工会と連携して平成25年9月から開始されました。現在、仲南地区と琴南地区で実施されており、特に遠くへ外出できない方や高齢者には切り離せないものとなっております。

このたびの御質問にあります満濃地区にも拡大できないかということでございますが、冒頭でも申しましたが、平成24年度に実証実験をした際には、満濃地区では、旧の炭所東地区（種子・広袖・山の神・大谷川）を対象地区として実施いたしました。その際のアンケート調査では、潜在的なニーズはあるものの、対象とした地区におきましては、御家族が買う、または自分で自家用車で買い物に行けるということで、他地区に比べて差し迫った問題ではないということで実施には至りませんでした。

しかし、当時のアンケートからは6年が経過し、世帯の高齢化が進んでおることから、移動販売エリアにつきましては、再度、事業主体でありますまんのう町商工会と協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、買い物弱者は山間の過疎地区以外にも、高齢化する郊外地区においても増加して

いくことが懸念されますことから、今後の対策や実施方法について、商工会と検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 再質問、１２番、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長から、２４年度に、一応、実験的でありますけど、やられたということであります。しかし、まんのう町も、これから今後数年間かけて、南のこども園、そしてまた、琴南総合センターとか農改センターの大改修、神野、そしてまた高篠の公民館の改修整備等が組まれております。これからは財政的にもかなり大きな負担になってこようかと思っております。

しかし、さりとて住民の生活がやはり安定が一番でありますので、そこら辺についてもしっかりと行政も考えていくべきかと思われま。

そういう点で、今、言われましたように、ニーズという問題よりも、やはり住民の足は、今、だんだん難しくなっております。高齢化により車に乗れない方、そしてまた、今までは家族の支援があったけど、だんだんなかなかそういうのも難しくなっている状況というの踏まえて、町長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御答弁申し上げます。

先ほど、町長の答弁の中に利用者のニーズ調査ということがございました。事業を実施する上では、利用者のニーズのほうもやはり必要かとは思いますが、１人でも多くの方に利用していただけるように、また、いろいろな方策がございますので、事業実施者である商工会のほうと、こういった事業が一番効果的であるのかといったことを、また協議をしながらこの事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、１２番、松下一美君。

○松下一美議員 今現在で仲南地区では年間約２００日余り、そしてまた、琴南地区で移動販売されている方は年間１３０日余りと聞いております。ちなみに週４回、あるいはまた週３回というところでもあります。そういう中で、まだまだ頑張っていただければ、他の地域についても移動販売がしていただけるのかと思っております。そういう点で、やはり週に何回程度というものの、そしてまた、拠点を設けて、コミュニティーとか集会所とか、そういうところへ配布していくものか、できればやはり宅配というものをやっているところもあるそうですので、そういうのをやっていただければと思いますが、やはりそういう中でも、どれぐらいの方の要望があるかということで、担当課においてもアンケートをとっていただいたらと思っておりますので、その点についての答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御答弁申し上げます。

事業実施にはニーズ調査というのが不可欠でございますので、地区とか、またそこに住んでおられる方、高齢者の方とか買い物弱者の方を対象に、調査をまた商工会と一緒に協議して、エリアの選定とかそういうことを調査をしてまいりたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

○田岡秀俊議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今、アンケートをとっていかれるものと思われますが、そういう中で、やはり住民の生活が一番でありますので、そういう点をしっかりと考えて、今後に生かしていただきたい。そしてまた、できるならば、早目の対応をお願いして、1番目の質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 2番目は、空き家調査の経過を問うということでありまして、1番目に質問されたことと重なるところではありますが、12月議会において、空き家についてはゼンリンに委託をし、調査中であるとの報告でありました。

5月18日の建設経済常任委員会の所管事務の中でも詳しく調査結果は報告されております。

そしてまた、先般の町長の町政報告の中におかれても述べられていましたが、今現在、都会においても、全国では820万戸近くと言われておりますが、まんのう町でもかなりの数でありまして、783件余り、その中で、実質、不良度の測定が行われたものは、先ほどの町長の答弁にもありましたように639件と、これから高齢化によりまだまだ数はふえてくるものかと思われます。

そういう中におきまして、老朽度とか危険度において、AランクからD、Eランクまでいろいろと分かれておりますが、いずれにいたしましても、地域住民の生活環境とか、そういうのに悪い影響が出ないように配慮はするべきと思われます。

そういう中において、今後、いずれにいたしましても、所有者の意向とか計画的な適正管理が必要かと思われます。地域の住民の方々の安心・安全な暮らしのためにも、早急に町が取り組んでいかなければならない問題かと思っております。

そういう中で、これから古民家として十分活用できるもの、そしてまた、民泊等にもしっかりと利用できるものもあろうかと思われますが、町としてこの調査結果を、先ほどの答弁とも重なるかもしれませんが、どのように生かしているのかをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、今回の質問にあります空き家の調査報告の結果につきましては、さきの竹林議員さんからの御質問と重複すると思われ、答弁も同内容でございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、議員さんから、12月におきまして空き家対策についての御質問があり、利活用につきましては、その折にも説明させていただきましたが、今回の調査で、いわゆる古民家というものに該当する物件が幾つあったのかは、その詳細を見ておりませんので、詳しい件数につきましては現在のところは把握できておりません。

古民家と言われる旧家や庄屋のようなお宅があれば、その状態をうまく残しつつ、カフェや移住者向け体験施設、滞在型の宿泊施設、サテライトオフィスなどに転換できると思いますが、まずはそういったお宅、また、その状態が比較的良好なものがあっての話となります。

今回、調査ができましたので、まず、空き家と判定された中にそういった物件を把握していく必要がございます。

次に、そういった古民家を活用するために、地方でカフェや民泊を考えている方へのアプローチや、町の強みでもある光ケーブルを町内全域に整備できている点も生かして、自然と共存するサテライトオフィスを考えている方への募集、地方移住を考えている方へのお試しでの宿泊施設として整備するなどといったことが考えられます。

幸いにも、神山町の空き家改修プロジェクトや多度津町の合田邸や香露軒など、近隣で官民がさまざまな取り組みを行い、成果を上げておりますので、参考にさせていただき、空き家の効果的な活用につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長の答弁にもありましたように、多度津町においても、政策観光課において、今、言われましたように、合田邸でありますけど、これは本通りの商店街にある昭和3年ごろの建築のもので、90年は経過しているかと思われます。それも、やはり多度津においても、これから二、三年のうちには、この空き家、古民家というのは力を入れていきたいということで、1日に、やはり視察に来られて、多い日は700名ぐらいあったとお聞きしております。

そういう点で、町並みの中で、あそこは銭湯を改修してカフェにするとか、先日、オープンされたところであります。そういう中で、もとのお酒の醸造元とかいろいろなものがあります。

でも、やはりまんのう町においても同じでありますけど、今ならば、手をつければ何とかなるけど、ここ5年、10年放置しておくと、全く使い物にならないというようになってまいるかと思っております。そういう点で、これからまんのう町においても立派な建物もあります。そういうのはしっかりと民泊、あるいはまた、これからの移住、定住に1人でも多くの方を呼び寄せられるように頑張りたいと思います。

そして、私も古民家鑑定士とかいろいろかかわっております。そういう中で、古民家クラブというのを、先日、立ち上げたところであります。やはりこれからは官と民が協力しなければいけないかと思っております。まずは官が主導を持って、やはり民としてもできる限りの協力をしながら、地域のいい財産であります、いいものは残していかなければならないと思っております。その点につきまして、再度、町長のお考えをお聞きしておきます。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 御答弁申し上げます。

まず、民泊のことですけれども、個人財産となりまして、なかなか難しいところもございます。しかし、先ほど御質問にもございましたように、インバウンドのお客さんをまんのう町にできるだけ泊まっていたいただいて、まんのう町のよさを知っていただくということで、民泊のほう、今、全国的にも機運のほうが高まってございますので、取り組んでまいりたいというふうに思いますが、何分、私有財産になりますので、そのあたりのことを考慮しながら、丁寧に進めてまいりたいと思います。

また、古民家再生のことについてでございますけれども、住民の方とか、あと文化施設、文化財として残すべき建物とかがございます。そのあたり、まだこちらのほうで十分把握はできてございませんけれども、先ほど御質問にございましたように、住民の方、また保護しようとする団体の方、そちらの方の機運が高まって、そのときに行政のほうもお手伝いをして、町を挙げてそういう取り組みをしていけたらというふうには考えておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 再質問、１２番、松下一美君。

○松下一美議員 今、課長の答弁にもありましたように、まずは所有者との話し合いとかいうのが一番であろうかと思います。そういう点において、これから高齢化に伴い、ますます空き家も農地の放棄地と同じでありまして、ふえていくものかと思っております。そして、町がこれからしっかりと取り組んでまいらなければならないのが空き家対策でないかと思っております。これからもできる限り地域の財産として見直しをしていただき、しっかりと取り組んでいただきますことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、１２番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

９番、白川正樹君、１番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、小学生の殺害事件に関して、まんのう町の通学路における子供の安全についての質問をいたします。

新潟県の小学２年生が、先月５月７日午後３時ごろ、友達と一緒に下校し、友達と別れた後、自宅から約３００メートル離れた踏切付近を１人で歩いているのを目撃された後、行方がわからなくなりました。その後、殺害され、線路上に遺棄されるという痛ましい事件が発生いたしました。帰宅途中、小学生が誘拐され、殺害された事件は多くあります。

タブレットの一般質問のところをちょっと広げてください。一般質問の中に、一番右の端ですかね、私の資料が載っていますので、見てほしいと思います。よろしいですか。

平成元年から小学生が事件に巻き込まれた資料です。色がついているのが、登下校での事件です。青が男子、オレンジが女子です。この表から、下校時で小学生低学年の女子が多いのがわかります。

一例を挙げますと、ナンバー２０の２００４年、奈良県での小学１年生の女儿、ナンバー２１の２００５年の広島県での小学１年生の女儿、ナンバー２２は、同じく２００５年

の栃木県で小学1年生の女儿などがあり、奈良県と広島県の事件では、加害者は過去に子供に対して事件を起こしております。栃木県の事件は、まだ犯人は捕まっています。

ナンバー18の岡山県の事件は、この間、犯人が捕まりました。それで、ナンバー18とよく似た事件がナンバー22だとネットではうわさをされております。

事件の概要については、手元のタブレットで検索してみてください。どれも悲惨な事件です。

登下校には関係ないのですが、色のついていないナンバー1とナンバー13は、衝撃的な事件でありました。多分、記憶にみんなあると思います。

傷害事件など、死亡に至らなかったケースや未遂事件、警察への非通知も考えられ、これらを含めると、児童に対する犯行は全国的に見て多いと思います。

登下校で考えると、登校時には比較的自然監視などを含め、朝の通勤時間帯ということもあり、大人の監視の目が届きやすく、また、多くの校区では集団登校や保護者、PTAなどの付き添いがあるため、不審者による声かけなどは発生しにくいだろうと思います。

ところが、下校時は学年によって下校時間がまちまちです。まんのう町では放課後児童クラブがあり、その点は少しは安心であるとは思いますが。

一般的に、犯人は標的を探して徘徊し、犯行後は検挙を回避する行動をとります。つまり、犯行前は標的を探索する行動のため、機動性のある交通手段を選択し、犯行後は逃走経路を確保し、迅速に逃走する方策を事前に検討していると思います。車や自転車などを利用するのは、捕まらずに迅速に逃げるためであると思います。

それでは、まんのう町の子供たちが登下校が安心・安全で被害に遭わないような対策について質問をいたします。

(三好勝利議員退席 午前11時19分)

1番、琴南小学校、仲南小学校、長炭小学校、満濃南小学校、四条小学校、高篠小学校の各学校の登下校の様子は把握できておりますか。

2番目です。不審者かそうでないかの判断は難しいだろうと思いますが、不審者と思われたときの情報はどのような方法で保護者に連絡をしていますか。

3番目です。これは合田議員も役場の横で、毎日、登校時には見守りボランティアをしています。登下校の見守りボランティアの方の活動は学校ごとに違うと思いますが、どのようになっていますか。また、教育委員会は全て把握をしていますか。

4番目です。集団下校でも、最後は1人になります。先般の岡山の事件もそうでしたが、後をつけられて、自宅に帰ったところで被害に遭っております。大変難しいだろうと思いますが、その場合の対策は考えたことがありますか。

以上、4点、質問をいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員の御質問にお答えいたします。

去る5月7日の午後、新潟市西区に住む小学2年生の女の子が、近所に住む23歳の会社員に殺害されるという事件は衝撃的であり、記憶に新しいところでございます。

犯人の会社員は、この事件の直前の４月にも１４歳の女子中学生を連れ回したことで新潟県青少年保護条例違反などで書類送検されており、特異な犯人像が浮かび上がってまいります。

ところで、下校中の小学生が対象となったことは、全国どこでも、また、当然身近でも起こり得ることとして捉え、白川議員御指摘のとおり、常々、その対策を考えておかねばならないことだと思っております。

まんのう町内の小学校の登下校についてでございますが、高篠小学校及び長炭小学校を除く４校においては集団登校を行っております。

高篠校区は通学路になっている県道に歩道がないところが多いことから、集団での登校はかえって危険だと判断しております。

長炭小学校につきましては、校区が広い上、バス通学や自転車通学、保護者による送迎の子供が多く、地域でまとまって登校することができにくいことから、集団登校を行っておりません。

また、下校につきましては、四条小学校は集団下校を行っておりますが、その他の小学校につきましては、教員の研修がある毎週水曜日に全校児童と一緒に下校することから、集団下校を行っております。

集団下校を行っても、最終的には１人になりますが、職員が下校時刻における巡回指導を行ったり、下校時刻を連絡帳に記載し、お子さんの下校についての情報を保護者にお伝えし、安心できるよう努めております。（三好勝利議員着席 午前１１時２３分）

子供たちには防犯ブザーを携行するとともに、子ども１１０番の場所を教示するなど、下校時の注意事項を発達段階に応じて指導しております。

また、それぞれの学校におきましては、毎月５日の交通マナーアップの日、２０日の県民の交通安全日、春と秋、年末年始の交通安全運動期間中には、職員と保護者が町内通学路の要所要所で立哨を行ったり、学校周辺での登校指導を行っております。

また、毎日、駐在所の警察官や交通指導員、地域の方による横断歩道での立哨や、少年育成センターらいむの職員や防犯パトロール隊の方が登下校時の見守りを行っており、子供たちの登下校の様子を見守ってくれております。

満濃南小学校におきましては、見守りボランティアである防犯パトロール隊の方と連絡がとれる仕組みを構築しており、気になる行動などの情報は共有が図られております。

教育委員会といたしましては、常日ごろより小中学校、青少年育成センターらいむと情報を共有し、児童生徒の登下校の様子を把握して、問題のある場合には、即、対応ができるような体制をとっております。

特に不審者情報につきましては、学校からの情報、香川県警からの情報などを含めて、少年育成センター、琴平警察署生活安全課、本町の総務課と共有をいたしております。

そして、身近であったり、注意を要する情報に関しましては、教育委員会や各学校から保護者宛てメールを配信いたしております。昨年度は子供への声かけ事案など３件の不審

者情報をメール配信をいたしました。

教育委員会では、子供たちが犯罪に巻き込まれないようキャッチした情報を整理し、保護者に提供したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、9番、白川正樹君。

○白川正樹議員 登下校の様子を、今、聞いたんですけれども、その中に琴南小学校と仲南小学校は何か言ってなかったように思いますけれども、把握はできているんでしょうか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 御質問にお答えいたします。

仲南小学校と琴南小学校でございますが、仲南小学校についてはスクールバスでの通学の子供以外は集団登校をしております。その集団登校につきましては、地域の方等がボランティアでついていただいております。

琴南小学校については、学校が遠いところの子供は路線バスで通学をしておる子供、それから集団登校を行って通学おるしておる子供がございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、9番、白川正樹君。

○白川正樹議員 今、答弁では、全部の小学校の把握をしているようなんですけれども、これ、仲南小学校はバスと徒歩両方ともありますね。琴南もそうですか。それはバスをおりたところからは、また多分保護者の方が迎えに来ているだろうとは思いますが、先ほど、高篠と長炭は集団下校ではないということは、各自1人ずつというか、ばらばらに帰っていることなんでしょうか、答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

高篠小学校につきましては、登校については集団では登校いたしておりません。先ほど申し上げましたように、歩道のところが少ない関係上、これは過去にもたくさんあるんですけれども、集団で登校していたために、大きな事故に遭うということは何件もございました。そういう事情を踏まえて、学校としてはそういうふうにしておるわけでございます。

それから長炭小学校は、議員さん御存じのとおり、非常に校区が広いわけでございます。小学校でバス通学をしている子供、それから自転車通学を許可している子供、それから遠い関係で保護者が送ってくるケースもございます。そういうことで、集団で登校するということは決めておらないわけでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、9番、白川正樹君。

○白川正樹議員 長炭小学校は自転車通学もしているんですか。ということは、小学校に関しては、登下校とも全部把握できているということではないんですかね。

それでは、2番目の分の不審者のことなんでしょうけれども、さっき、教育長、メールは3

件あると言ったんですけれども、それは全部の小学校で3件ということですか。ということは、不審者がいなかった学校があるということですね。

メールで保護者に連絡をしているということなんですけれども、そのメールを受け取った保護者は、その後、どのようにしているのかわかりますか。お願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

年間に何回か不審者情報がございます。これは先ほども申し上げましたように、県警のほうからも連絡がありますし、琴平警察署のほうからも連絡がございます。それから少年育成センターのほうからも連絡があります。それを学校、あるいは教育委員会がキャッチをした段階で、それは例えば香川県の東のほうであったり、まんのう町には直接関係がないという件もありますので、それを十分取捨選択をした上で保護者にメール配信をいたしております。そのメール配信の件数が町内では昨年度3件あったということでございます。よろしいでしょうか。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 今、3件あったということはわかったんですけれども、その3件を受け取った保護者は、その後、どういう行動をとったかというのはわかりますか。お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えします。

保護者の方がそのメールをどのように活用したかということは把握をいたしておりません。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 その後はわからないということで終わるということは、悪く言えば言いつ放しということなんですかね。それは多分保護者の方が考えているだろうとは思いますが。

それで、次に見守りのボランティアの方が多分各学校にはおいでしていると思いますけれども、登校時には多分たくさんおると思うんですけれども、下校時は、先ほど言ったように、上級生と下級生では時間が違うんですけれども、そういう場合も、下校時も見守りのボランティアがいるということは把握しておりますか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの御質問でございすけども、下校時にボランティアが活動しているかということでございすが、私が知っている限りにおいては、全てではないかと思いますが、下校時にボランティアが学校まで迎えに行ってくれているところもあるようなことを把握はしてございす。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 毎日のことなんで大変だろうとは思いますが、ということは、

全員の方が、毎日、見守りボランティアに見守られて下校はしてないということだろうと思います。

今から、犯罪が起こるのはそういう間に起こるだろうと思いますので、なるべくならずと、毎日、ボランティアを募ってしてもらいたいと思います。これは人手のこともあるし、なかなか大変だろうとは思いますが、子供は国の宝ですので、そこら辺を考えて対処をしてもらいたいと思います。

それと最後の分です。下校時は、最後はさっきも言ったように1人になります。先般の岡山の分でもそうでしたけれども、これ、最後、1人になる場合のことに 대해서는把握しておるんですか。また、対策としては何か考えたことがありますか、もう一度、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

下校時には当然最終的には子供がお一人になるということでございます。これにつきましては、先ほど教育長も答弁の中に申し上げましたが、職員も下校時刻に巡回指導を行ったり、それから下校時間については連絡帳に記載をして、各家庭のお子さんの下校の情報を保護者にお伝えしたりしてございます。

また、子供たちは防犯ブザーを携行して、その使い方とか、あと子ども110番の場所を職員が教えたり、下校時の注意事項を個別に指導しております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 防犯ブザーとか子ども110番とかいろいろ目にしますが、防犯ブザーは子供たちがすぐ使えるような訓練をしてもらいたいと思います。

それで、最後ですけれども、新潟の事件を受けて、教育委員会とか各小学校、中学校では、このことについての対策の会合を設けたかどうかを質問いたします。お願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 先ほどお尋ねがあった件でちょっとつけ加えさせていただきます。

不審者情報がまんのう町内でメール配信したのは3件あったと言いました。その後の状況は把握していないというお話をしたわけですが、後はどうなってもいいかというような返答が返ってきましたので、ちょっとお答えしておきます。

メール配信をした後については、育成センターも車を回しておりますし、各学校につきましても、巡視をするという形態はとっておりますので、ちょっとつけ加えさせていただいたと思います。

それから、再質問についてお答えしたいと思います。

新潟で起こりました事件を受け、教育委員会としては、まず総務課と協議を行い、警察署など関係機関との連携を強化して情報を共有することを再確認をいたしましたわけござい

ます。

また、各学校に対しましては5月14日付で、以下の5点のことについて、文書による確認を行いました。

1点は、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底、2点目は、登下校時の児童生徒の安全管理の徹底、それから3点目は、児童生徒に危険予測能力や回避能力を身につけさせるための安全教育の推進、この3点目のところは学校教育の手腕だというふうに思っております。子供にそういう危険の回避をする、注意をする能力を学年段階によって身につけておくということが大事だと思っております。それが3点目でございます。それから4点目は、不審者等に関する情報の共有、それから警察との連携、以上の5点につきまして、学校教育課長名で文書でもって各学校に発送をいたしましたわけでございます。

このことを受けまして、各学校ではできるだけ複数で下校すること、危険を感じたら助けを求めることなどを指導するとともに、先ほどお答えいたしました下校時の巡回指導なども行うことを再確認をいたしております。

いずれにいたしましても、全ての児童生徒が安全に登下校でき、学校生活を楽しくすること、日常生活においても、事故に遭ったり、事件に巻き込まれたりすることがないように、さらにきめ細かな指導を心がけてまいりますことを申し添え、白川正樹議員への答弁とさせていただきます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 事件が起こるたびに対策を考えるとと思いますけれども、それが一過性にならないように、継続してできる体制を構築してもらいたいと思います。それは大至急お願いしたいと思います。早く言えば、きょうの下校時にも起こらないとは限りませんので、なるべく早くさっきの5点のことに関して十分に学校に周知をして、そのことを守ってもらうようにしてもらいたいと思います。

それで最後、今までの私が5点質問したことに関して、最後に教育長、今までのことでもんのう町の子供たちの安全について何か御意見があればお伺いいたします。お願いいたします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

教育の現場では、一番大事なことは安全・安心でございます。それは勉強ができることも、あるいは走ることが速いことも、それは非常に重要なことだと思いますけれども、学校でお預かりしている時間帯にいろんな事故が遭ったり、けがをしたり、そういうことはあってはならない。学校も校長先生を中心にして、安全・安心の確保については万全を期しておるわけでございます。

先ほど、学校教育課長名で5点の通知を申し上げましたけれども、各学校におきましては、通知をしたから、それは受けとめるだけではございませんので、教育委員会が通知した内容につきましては、各学校が職員会議、あるいは現職教育でそれをさらに具体化をど

うするかということは当然検討し、深めておるわけでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。まんのう町の子供たちに安心・安全で勉強ができるようなことになってもらいたいと思ひます。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○田岡秀俊議長 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

ここで、発言の申し出がありますので、許可いたします。

企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 失礼します。先ほど、竹林議員の御質問におきまして、アパート等の共同住宅の空き家数につきまして把握しているのかという御質問がございました。

結論から申しまして、空き家件数の実数につきましては把握できておりません。これは、アパートには常に居住者が入れかわって実数をつかむことが流動的で困難であるということからでございます。

なお、今回の空き家実態調査におきましても、全室が空き家となっていない物件は空き家件数にカウントしない取り扱いとなっております。今回の建物用途別空き家件数の結果では、共同住宅につきましてはゼロ件となっておりますことから、全室が空き家となっている共同住宅はないということで御理解をいただければと思ひます。以上です。

○田岡秀俊議長 ここで、議場の時計で午後2時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 2時30分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 それではやっと時間が参りましたので、3点ほどです。私がいつも申し上げるように、非常に質問は簡単ですけど、答弁は内容を深く掘り下げて、どなたにでもわかるように答弁してください。それだけお願いしておきます。

文章を持ってませんから、通告どおり三、四行しか書いてませんから、多少字句のぶれ、言葉遣いの誤りがあるかと思ひますけど、それは私の性格のできの悪いところですから、御容赦願ひます。

まず、1点目として、以前から話は出ておりましたと思ひますが、琴電四条駅の設置計画を考えてみてはどうかという点でございます。

これ、以前にも話は出ております。なぜかという、通勤者の利便性、人口減少の歯止め策など、通告に書いてあるとおり、以前、2回か3回ほどお願いしてありますが、その後、どうか、検討したのか、そないなものは検討できないと言われるか、それとも、もう

近いうちにできるのか、その点をまずお伺いしておきます。詳しく答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の御質問にお答えいたします。

琴電四条駅の設置計画についてどうかということでございます。

まず、琴電の新駅設置でございますが、効果的な公共交通の仕組みづくりを計画化するため、琴参バス、琴電、ＪＲ、町内タクシー会社などの公共交通機関と、国、県、警察等の関係部署、連合自治会、社会福祉協議会、商工会など地元代表者等を交え、平成２０年３月より、まんのう町地域公共交通協議会を開催し、翌年の平成２１年３月にまんのう町地域公共交通総合連携計画策定報告書を作成いたしました。

その報告書の中で、琴電の羽間駅と榎井駅の間にまんのう新駅を設置することや、生活幹線交通やその結節点として駅前広場やパークアンドライド駐車場や駐輪場等、利用者が必要となる施設の整備について検討結果が記載されており、新駅の設置場所としては四条交差点先の高架下付近が適当であろうとされており、羽間駅から約１．５キロメートル、榎井駅から約７００メートルの位置となります。

その位置に新駅を設置できた場合、平成２９年度の近隣の他駅の利用者数の１日平均を見るに、琴電琴平駅で１，４６１人、榎井駅で２４１人、羽間駅で２６０人、岡田駅で５２６人でありますので、単純に考えれば、新駅でも１日当たり２５０人以上の利用者が見込め、さらに、町民の移動手段のメインが車であることを考えれば、駐車場の整備は必然的に行うことになり、現在、琴電を利用していない方や、既存の駅から自宅までの距離があるため町外の駅まで車で移動している方も新駅を利用することとなり、それ以上の利用者数が見込めると考えております。

そうなりますと、今までになかった人の流れができますので、その新駅周辺に駅利用者をターゲットとした商店の進出や民間の住宅開発が進むなど、御質問にもありました人口減少、人口流出の対策としても期待できるものと考えております。

しかしながら、新駅設置実現のためには解決しなければならない課題が幾つもございます。

まず、用地に関することでございます。今まで述べたとおり、駅の建設だけではなく駐車場の用地も必要となりますので、用地の取得についてはある程度の規模で行う必要があります、そのためには地元及び近隣の同意は不可欠となります。

次に、琴電利用者の理解を得ることです。確かに新駅ができれば、駅まで車で移動することなど、今まで以上に利便性が上がることは明白でございますが、電車の運行の面から見たときに、停車する駅がふえることにより、目的地までの所要時間が増加することは避けられないため、新駅を利用しない方にとってはよいことばかりではございません。そういったことから、琴電サイドからは、利用者にある一定以上の理解が必要であるとの意見をいただいております。

それに合わせまして、榎井駅との距離や下り勾配の関係から、技術的・物理的に解決し

なければいけない問題や、榎井駅の移転または駅の統合問題などにも派生し、まんのう町と琴電だけの問題ではなく、琴平町との協議も必要となってまいります。

このような課題があることに加えまして、冒頭で述べました地域公共交通協議会の中で、無作為抽出した町内の1,000世帯に対しアンケートを実施したところ、新駅について「必要である」と回答したのが12.9%に対し、「余り必要でない」45.5%、「どちらでもよい」21.3%との回答結果があり、現在まで総合計画には新駅のことを記載してはおりますが、今日まで棚上げ状態であったのが現状でございます。

しかしながら、前回の報告から10年の月日がたとうとしておりますので、住民を取り巻く環境が変化しており、町内の琴電の駅が羽間駅だけでは住民の方が鉄道を使いやすい環境であるとは言いがたい事実があることや、新駅の設置は新たな人の流れができ、その周辺に対し多くのメリットが見込まれることから、榎井駅のある琴平町を初め関係機関、地元の方々、近隣市町とも新駅の設置について、再度、改めて協議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 これは、以前、私が質問させていただいたときの回答とほぼ似通ったものだと思います。調べてください。一緒のことの堂々めぐりだったらやらんでもいいんで、それでもやはりやってみるか、前へ向いていくかと。それから駅がふえると、通過駅がたくさんふえるから、通勤の所要時間が短くなると、それは途中のスピードアップでどうでもなるはずですが、技術的に。それと、時間帯においては非常に乗降客の少ない駅があれば通過する、それはまた地元とコンセンサスが要ろうかと思いますが、そういう方法もあります。それから距離がないと。距離がないというのは一番の逃げ口実なんです、はっきり言って。信号なんかでも、最低何百メートルの間しか信号はつけないというような基本的なあれがあるそうです。すぐそのマルヨシセンターのところを見てください。100メートルで三つか四つ信号があるでしょ。やろうと思えばできるんです。やらんと思えばできない、実際に。

それから、この南の真ん中の手前の高架橋のところの信号にしても、あの周囲は100メートルぐらいで三つも四つも信号がついてます。ですから、やろうと思えばやれるし、やらなければならない。

今度の駅も、やろうと思って、本当に真剣にして、まんのう町の将来のために、この周辺のためにやろうと思えば、私はできると思います、はっきり言って。

イオン綾川の駅だって、絶対にできないといったのができたでしょ。あれも相当前から計画はあったんです、聞いてみると。ただ、イオン綾川の親方はどなたか、皆さん、御存じだと思います。ちょうど時の国交省の大臣だったんです。国交省の大臣で、自分のところも店の前につけるといというのは絶対に批判が出ます。だからちょっと待ってくれというんで、ずらして政権が変わってやったんです。それは事実です。綾川の町長の藤井さんと、私、直接話したんですから。そしたらほめていただいたんは、あんた若いけどええところ

に気がついとるなと、本当にお褒めいただきました。全く同じ考えやったんです、できるんだと。でも、今、ちょっと時期を待ってくんだと。ちょっとずらしたらできる。

あそこかって滝宮の駅から見たら、四、五百メートルしか離れとらんのです。あんまり距離が短いと。距離が短くても、やろうと思えばやれるというのは、引退をされた藤井町長が言っておられました。ですから、やろうと思えばやれるし、やらんと思えばやれないし、どうでも。

ですから、せっかく町長が前向きの回答をいただいて、言葉を返すようですけど、この近辺を考えて、人口流出云々の問題をやるんだったら、ひとつやっぱりやってみて、香川県のまんのう町ここにありと。ちょうど国道なんかも東西南北に走ってますし、県道も東西南北に走ってますし、交差点の中心に我がこの役場なんかはある状態だと私は思っております。

そういう中で、それをするによって、パークアンドライドを使って、200台ぐらいの車を稼いであげると、高松の駐車場は助かる。高松の人に聞いてみると、大体一般の駐車場は、ほぼ飽和状態だそうです。あとは結局電車で来るか、JRで来るか、中央へ置いてやってもらって、駐車場を助けてもらう。だから、高松の人は、むしろあんたらはうちのほうへお願いにこないかんの違うんなど、高松の事情を聞いて。実際、そうですよ。聞いてもらったらいい。今ある駐車場はほとんど満タン状態ですから。

だからそういうのを考えて、うちだけで、まんのう町だけで事を考えるんでなくして、香川県を全部して、高松も巻き込んで、やっぱり総合的に計画して、必ず近い将来、実現することを私は思っておりますから、再度、町長のかたい決意を。

これ、町長さん、全て人間が決めることですから。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、前回の報告からは10年以上たっておりますので、再度、アンケート調査をとったり、また、近隣の市町村との協議も必要になってこようと思いますので、前向きに検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 前向き、前向き、以前からずっと前向きですけども、なかなか到達ができないですけど、絶対にやらないかんというのではなくして、前向きに検討する、検討する、遣唐使じゃないけど検討が実現するように願っております。

それも、やはりさっきも申しましたように、何か変化をもたらすと。榎井の駅があつて、羽間駅ですか、あそこ、峠の、あのときの駐車場あります。平日は満タンだけど、土日はすいてます。そういう中で、非常に駐車場から云々とありますけど、それもやればできるし、やらなければならない。将来のまんのう町の云々、存続、これより以上に人口の流出に歯どめをかけ、また活性化するには、ぜひともお願いします。

何とか、町長さん、お願いします。これ、10年たったわけでございますから、その間に

会合はあんまり持たれてないと思います。

それで、こういう交通関係の会合を開くなら、JRのトップ、琴電のトップ、琴参バスのトップと、常に我々住民の意味のわからない人ばかりが討議しとる、はっきり言って。我々はこの前までは教育民生だったですけど、これは弱者の立場のあれですから、ただし、こういう交通体系をやるのは総務委員さんの管轄で、私に、今、管轄になっておるわけです。使うものと実際に必要なものと設置するものとのギャップがあるわけです。

ぜひとも、近い将来、計画をやって、あそこに駅をこしらえて、あの駅から、ちょうど跨線橋から見たら、東のほうに大きな空き地があります。空間があいております、電車の駅に沿って。高架橋から跨線橋でしょ、跨線橋から右、こっちから行ったら右だったら東野方面に相当広い土地がありますから。あの辺は住宅が建つかどうか知らんけど、やっぱり駅の近くには騒音問題で土地も云々ということを知っております。駅だったらちょうどその周辺で離れてますから、非常にいい場所だと私は思います。それは考えるものによって違います。そんなところに駅要らんじゃないかと、羽間にあって、そこにあって、要らんじゃないかという方と、もっと近いほうがいいという方と、いろいろありますから、ぜひとも、近い将来、何とかしようという決意がなかったら、さあどうやろか、わからんのではいかんですから、町長さん、再度、かたい決意を、やるという。やれなかったらやれなかったで、それはそのときで、とにかくやるという決意を持ってください。トップが言わなかったら。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

この駅の新設につきましては、解決すべき課題が多々ございますので、十分調査研究をして進めていきたいと思っております。

○田岡秀俊議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 もうあとたった20分しかないので、何回も堂々めぐりですけど、やはり町長さん、かたい決意でぜひ自分の、私の任期のときに何とかやってやろうかというかたい決意を知っておりますので、ぜひともお願いして、あいつが、将来、ああいうばかみたいなこと言いよったけど、立派な駅ができて、非常に、皆、榮えて喜んだるのという日は必ず来ますから。

信号でも、私がお世話して、無理にお願いしてやりましたけど、間隔がないという。駅だって間隔がないと。できんことないですよ、やろうと思えば。何回も言うけど、信号だって、そのマルヨシセンターのところあるでしょ。わずか50メートルほどで、三つも四つも信号あるんですよ、こっちだって。ですから、やろうと思えばできるというたら、ただ交通量が多いからするんだという、それは当然です。

そういうことで、ぜひとも、堂々めぐりになりますので、ここで、今、言って、すぐ解決はないと思いますが、ぜひとも検討委員会にかけていただいて、知事さん、高松市長も交えて、現場の意見も十分聞いていただいております。

強い決意の返事を、わかったと言ってください。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

近隣の市町村、また、中心地にあります高松市長さんとも十分機会あるごとに話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 再度、高松市長ともお話をするというので、町長が前向きにいただきましたので、よろしくお願いいたします。

やっぱり高松の方、地方のことはわからんです。地方は地方で考えて、地方でそれだけ車をあれすると、高松が助かるんですよ。一時、琴電の鉄橋がこけて、どうするかで相当もめたでしょうが。あれ、琴電ストップしとったら、何千台という車が高松に押しかけるんですよ。全然飽和状態で、3階建てぐらいの駐車場をつくらんとできんですよ。それはやっぱり再現してやっとなるからというところをお願いしておきます。

これで、1点目は終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 これもまた言いよんかと言われますけど、できるまで言わないかん。適当なときに、まだまだ熱いうちにやっとかなんたら、冷え込んだらできんですよ。

今、この場では直接関係ないけど、ある国とある国とがやっとならなくて、あとの結果はどうなるかわからんけど、飛び越えてやり出すと、おまえのところの国はどっちでもええわというときに困る、本当にそんな時代が来やせんかなと思って。

ですから、私が前に言ったように、農地から工業地、商業地、転用するのは、担当課長もこっち見てますけど、なかなかできんと。やる気があればできますよ、これ。この許認可、農振地域というのは人間が決めたことですから、イノシシの縄張りとは違うんですよ、何回も言うけど。県とか国とかのそういう関係の役人が決めたことですから。役人さんというのは、自分が一遍決めてやったら、それをひっくり返すと、自分が恥かいたような、今、中央でもめとるでしょうが、これと同じで。

ですから、どこでもここでも商業地や工業地、田んぼの真ん中へつくってくれいいうんではないんです。そういう農業委員さんもおられます。そしたら、おまえ、大事な農用地を、真ん中を虫食いにしたらどうするんやと。そういう方はあんまりおりません。ですから、地方の農業委員さん、町の職員、我々議会の委員会で考えて、あそこだったらいいだろうと。いや、あそこはだめだ、あそこをやれば、きれいな田んぼがあれになるからだめだということはわかっております。

そういう中で、今はまだ進出企業はあるだろうなというときにやっておかないと、今度、許認可ができてやり出したら、もう遅いようになると。それだから、結局、お願いしておるわけです。3回か4回、同じことを言ってます。これできんかったら、また次の9月の

定例でまた言わなあかんのです。その後、どんな県とあれしたか、それとも、担当としては、そないなことは絶対にやる気は頭にも毛頭ないと言われるか、それを町長さん、返事をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの、農地から工業地、商業地、その他に変更する場合の許認可について、その後、どうかという御質問でございます。

農業は、国民生活に欠かせない食料、その他農産物供給の機能に加えて国土や環境の保全など、多面的で重要な機能を有しており、その中で農用地は改廃すると復元は極めて困難なため、食料の安定供給や農業の持続的発展のためには、農用地を集团的かつ良好な状態で確保・保全し、有効利用を図ることが重要であります。

農振法や農地法は農地を守るための法律であり、国費を投入し、耕作しやすくした一級農地を守ろうとするのは、今の国の農業政策からすれば当然であるというふうに言えます。

もしも農地を宅地化する場合の許可基準が低ければ、商業施設や店舗などが開店しやすくなり、雇用の発生や転入者の増加、土地価値の上昇などによる町税の増収などが期待できますし、うまくいけば人口増なども含めて大きな経済効果をもたらすかもしれません。

これを実現するためには、他法令による計画策定し、認可されることが必要になります。例えば、都市計画を見直して工業地、商業地、住宅地と都市計画の用途区域を設定すれば、設定された地域は農振農用地からは外れますし、農地転用の手続も簡単になります。

ただ、なかなか宅地化されない土地所有者にとっては、現況が農地であるにもかかわらず、固定資産税が高くなるとか農林関係補助金が受けられないというデメリットが生じることになりかねません。

ところで、現状の農振法、農地法であっても、農地所有者が後継者の住むための住宅用地に必要などうか、子供が商売をするための土地が必要な場合には、所有地の中で適地がここしかない場合など、転用申請者の事情と申請内容によっては認められるなど複雑な部分もございます。

このことから、農業委員会事務局では、農地転用相談に際しては、相談者のお話を十分聞き、助言するなど、丁寧な対応に努めております。

また、前回もお話ししました地域未来投資促進法や農村産業法などを適用した開発計画を作成することによって、農振法や農地法などの規制緩和の特例措置適用できるかについてもただいま調査・研究をいたしておるところですが、香川県全体の計画にもかかわりますので、今後は県と協議を行って可能性を探っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 答弁いただきましたけど、今後、県と国と検討するというのは、これで5回目ぐらいです。5回目ぐらい、同じことを聞きました。前進しておりません。

ただ、町長さん、勘違いしてる。どこでもここでも全部でないんですよ。総面積農地か

らいったら、ほんの0.何%ですよ。1%ないぐらいだと思います、総面積から言うと。だからお願いしとるわけで、全てをやれと言ひよるんでないんです。

そうなれば、農水省からの補助金絡みがカットになるというけど、補助金はもうほとんど、今、カットになつとるじゃないですか。ことしからか、来年からか、減反が撤廃になるのは。なるでしょ。撤廃になるわ、価格は安いわ、機械は高いわ、朝から中古車の機械を買ったら云々という話も出ておりましたけど、3番目で最後の詰めをお願いをしますけど、そういうところを変更して、商業地と工業地となると、仲南地区みたいに大きな工業団地をつくって、何百億円という売り上げになっております。これもやっぱり当時の方が許認可をして解除をしたから、以前は竹やぶで、タケノコを掘れば1日に数万円になったけど、今、朝から晩まで親子が一生懸命掘っても、1万円ぐらいにしかならんそうです、価値観の違いで。当時、40年ぐらい前はワンシーズンで、今の金で大体300万円ぐらいから500万円ぐらいになりよったそうです、タケノコを掘って。だから、あの一部地区はみんな億という金を持てます。誰が何ぼいうのは、プライベートで、その地区の方は、皆、約億の金を持てます。

ですから、そういうふうに全てが解除じゃなくて、一定の新しい方もおいでですから、仲南地区のあの工業団地をずっと巡回してみてください、どういうものか。昔、全く山だったんですよ。全てが山だった。それを、結局、許認可を得て、町が申請して、当時の代議士の先生なんかが中に入っていて、一つは農山村工業導入法というものに基づいて、大きな会社が来てます。それは法律に基づいて誘致したわけです。全国で香川県が第1号で、それが仲南をやったわけなんです。

今だったら大騒ぎですわ。ちょっとした学校を一つつくったら、わんこらわんこら、ちょっと小学校を一つつくったらわんわんわんわんいうて言う。自分らの政策がないから、前のやった人のあれを、全部あら探しでやっとするわけです。

うちのはやっぱりそれで、結局、工業団地ができてますけど、あれがそのまま放っておけば、竹やぶで、今の10倍ぐらいイノシシが出てきとるでしょう。そういう経緯もありますから、ぜひやはり使えるところは商業地になれば、前、税務課長に聞いたら、1反が農業地であれば年間1,000円、商業地にすれば年間10万円、約100倍になるわけです。ですから、そのときに先行投資した数百万円という金は、何年かたつと、必ずペイできるんです。そういうのも計算しての話ですので、県と国に相談するのはいいですけど、もうそろそろ県や国に相談してもならんから、町長さん、行って、我が町に任せてくれと。わしと議会と農業委員さんと職員と住民に任せてくれと。いい活用をして立派に活性化して見せるからという、そういう力強い決意を、県の先生、代議士さんおるわけですから、ぜひやってください。町長が行くの、私、かまんのやったら行って、新聞に出るぐらいやってきますよ。それぐらいの馬力持てますから、ぜひとも町長、お願いしておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

今の農地法では、最終的にはやはり県の許可が必要であるということで、我々町のほうへ権限はございませんので、やはり県とも十分相談をして進めていきたいなと思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 それは私はほかでも農地法があるぐらいは知ってます。その農地法いうても、県の職員がわからんのですから、だから直接このまんのう町に任せてくれと私は言いよるんです。地元のもんは地元のもん、各家庭のもんは各家庭の中のもんでないとわからんでしょ。おまえのところの家は風呂場が右にあるのを左にせえとか、ガスで炊きよるのを電気にせえとか、そんなん言うたって事情がわからんでしょ。その家の主に任せないかんてでしょ。

現にこの近くだって、地元の議員が頑張って団地ができよるでしょ。あれも認可したからできとんですよ。あれ、認可せなんだら、そのまま田んぼで終わりですよ。草ぼうぼうで、減反で、米とってもないわけで。あれをすることによって固定資産は上がってくる、周辺はにぎやかになる、道路はできる、近くには小中学校がある、幼稚園もある、絶好の場所じゃないですか。あれも町や県が許可したからできるんです。あれ、許可せんかったら田んぼのままなんですよ。それを言っとるから、ここはこれが必要だというときは、やっぱり町内で議論して、その許認可を町長が持ってくださいと言いよるんです。町長、わしに任せと。できんことないです。そないなのは人間が決めたこと。県の農政課やなんかいうて、あの県庁の中で、朝、出てきて、ぱっとやって、帰りにそこら辺でおでんでもいっぱい食べてふわっと寝て、そんな人に相談したってわからんですよ、絶対に。~~な~~このテープを向こうへ持って行って聞かせてあげてください。ええこと言いよるなど、本人はわからんのですから。利口なんですよ、頭は。頭は我々の十数倍ぐらいいいでしょう。ただ、現場はわかってない、はっきり言って。そこ、町長、お願いします。それは任せいうて言わないかんですよ。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

やはり県の権限がありますので、任せてくれというても、なかなか県のほうの許可はどうしても必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 一緒のことやけど、毎回毎回、一緒のこと。全然前を向いて進んどらん。農地法があつて云々、それはわかってます。それを何とかねじ込んで、まんのう町はこういうふうな事態だと。あんたの言うこと聞いて、将来、誰も来なんて寂れた田舎町になってしまうんじやと、今やったら何とかできるんやと。現地を見せて、こことここと全部じゃない、こことこことはこういうふうな利用価値があるんですよ。来てもらってやれば、やっぱり県庁の中でお茶飲みもって、新聞読みもって仕事しとるんと、また現場が全然違うなということに気がつくとは私は思います、頭がいい方がおるわけですから。その

ぐらいやっぱ知恵も使いようです。さっきも言うのはわかりますけど、この場所はちゃんと地元のものが頑張って、申請して許可もろて、農道つけてあれしたから、水路もできた、道路もできた、宅地もできとるでしょ。あれも町が初めて許可したからできたんですよ。あれだって許可せなんだらそのままですよ。県が許可したそうです。でも、あれは町長と担当課長が許可したんかなと思う。だから、できたら元の写真と、今のできた後の写真を、県のほうに来てもらって、あの上の道路から見てもろたら、頭のええ人やから、わしの考えは間違っとなんと。いろんな申請が来たら、もっと早くおろさないかなんという風に気がついてくれるでしょう、本当に。そうか、寂れてどうもならんようになってから行くか。

相談は後にしてください。私は与えられとる時間がないんで、そっちは時間は何ぼでもあるけど、こっちは時間がないんや。

ぜひとも強力に。いかんのやったら知事さんに直接でもお話して、ことしの8月に改選がありますから、その前に言うのが一番効果があると、皆、言ってますから、選挙のある数カ月前が一番効果があると。そのときにやっぱり強力に行って、まんのう町はこれがないと、将来、生き残れんのやと。極端に言ったら、ひょっとしたら、まんのう町は消えてなくなるかわからんと、この中心部は、県が許可せんのやったら。そのぐらいきつく言ってください、わからんのやから。わからんのやったら教えてあげたらいいんですよ。ぜひとも力強いあれを、県へ行って。わからせたらいいんですよ、わからんのんは。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

県には十分説明させていただいておりますし、現地へも見に来ていただいております。許可できるところは許可していただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 早目に言いますけど、以前もあれでしょ。工業関係で適地があったら、農水省が来て、ここはだめだと言った例があるんでしょ。そういうあれがありますから、地元の考えと役人の考えは全然違うんです。だから、役人の方が本当に日本の国を栄えるようにして、まんのう町をあれしてやるという考えがあればできますよ。ただ定年になって、退職金をもらって、年金さえもらえりゃほらほらというのが9割でしょ。だからこんな世の中になるんですよ、はっきり言って。今のうちだったらまだできます。ぜひとも頑張ってもらうようにお願いして、あと時間がないですから、次の質問がありますから。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 3点目として、10分ぐらいで終わるつもりが、大分時間潰して、後ろも大分、皆さん、退屈しとるようやけど、今後の農業政策に関して問うと。

今後の農業政策、これは全く今で初めてです。このきょうの質問の中でこれが初めてで

す。これも聞きよる人が、あいつはなかなかによう考えとるなというてほめてくれる人と、あないなことが通るないう人といろいろとあると思いますけど、海外に食の援助をする場合に、巨額のお金で援助して、何百億、何千億という金を。それだったらばっとボタン一本で今すぐでもやれば、全世界に金が飛ぶわけですから。ただ、私が申し上げたいのは、そこまでいっとるんだったら、最後の打開策として、減反もして云々だったら、米はある程度生産調整しながらつくって、余剰米は全部政府がそこそこ採算がとれるようなお金で買い上げて、それを海外に現物支給する。1千億円の金やったら、通帳のやったら1千億とばっと書いたらわかるけど、1千億の米だったら相当な量になりますよ。それはそこそこ隠してすることはできませんよ。

そしたら、やっぱり本当に食に困っておる、日本は何とか食べてますけど、諸外国に行けば、その日に食べられないところがたくさんあって、何とかチルドレンといってごみをあさって、そのごみを食べたりするような子供がおるわけですから。そのあたりに米をどっさりやったら、それは喜びますよ、実際に。現金だったらわからんですよ、どこへ行ったやら。こんなことを考えたこと恐らくないでしょうといったら、多分、食管法に云々、何とかに云々と。役人は全然考えたことないから、自分は、毎日、腹いっぱい御飯食べとるから、苦勞してないから。

そういう方法は最後の打開策やと思う。それは非常に難しいですよ。県の先生、国の先生が、皆、裕福な人ばかりですから、そないなことないじゃろう、ごみの中をあさって食べとる子供は今の世の中にないじゃろうと言われるんですけど、そういうことが何百人、何百万人、1千万人、2千万人とおるそうです。それを、町長さん、結局、恥を忍んで県、国へ訴えて出るか出ないか、そないなばかなことわしはよう言わんというんやったら言ってください。回答、もう時間がないですから。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員の質問にお答えいたします。

今後の農業施策について問うということで、海外食糧援助、巨額の金を援助するのではなく、現物を支給できないかという御質問にお答えいたします。

我が国が行う食糧援助は主に次の4種類でございます。

1. ガット・ケネディ・ラウンド交渉の結果、穀物による食糧援助に関する国際的な枠組みを定める食糧援助規約に基づくK R食糧援助。
2. 国連の食糧支援機関でありますW F P世界食糧計画への資金拠出を通じた食糧援助。
3. 災害時に行う緊急無償援助の中で実施する一部食糧援助。
4. 大規模な食糧支援ニーズに円滑に対応するための政府米の有償貸し付けによる緊急食糧支援事業などがございます。

これら日本の食糧援助のうち、ごく一部は政府保有米を貸し付ける形で支援していますが、主には食糧不足国などに対し穀物等を購入するための資金を無償供与する形で行っておりますが、これは国内法で食糧の現物無償供与が原則的に禁止されておるためでございます。

ます。

そして、現物供与に使用する少量の保有米は、国産米とガット・ウルグアイ・ラウンドの合意に基づくミニマム・アクセスによる最低輸入米の両方が使用されておるようでございます。

つい先日、農政局の幹部の方が来庁した際に、日本国産の米や穀物等を国が買い取って、食糧援助として現物供与できないかについて聞いてみましたが、日本の米を初めとする農産物は国際的には価格が高く、また、援助先まで遠い場合が多いため、援助先の発展途上国のニーズに合った商品を安く買える周辺国で入手したほうが相当高い効果が得られるので、海外への食糧援助専用として国産米を購入するのは難しいのではないのでしょうかという御意見でございました。

しかしながら、昨年度で米の直接支払交付金も廃止され、国内需要も減少傾向にある今、農業振興を思う貴重な御意見として拝聴いたしますので、香川県の関係部局にもこのような御意見があることを伝えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 わかります。食管法とか食糧援助法で云々というのは、我々も多少はわかっております。ただ、価格が違う。だったら、日本で1万円の米だったら、向こうだったら1,000円で買えるきに、10倍買えるがという意味でしょ。それはわかりますよ。それは実際行われてないんすよ、金で。日本の10倍の米を買って、みんなに食べさせてやったら、あんなごみをあさるような子供はおらんどしょ。だから、結局、多少云々になるかは知らんけど、日本のつくった分をある程度の単価で買い上げて輸送する。輸送すれば、輸送する分の人間が助かる。船も助かる。向こうにすれば、向こうでそれで従事するもんが、また生活費が稼げるというふうな、夢みたいな問題ですけど、現にテレビを見たら、ごみをあさって、裸で食べとるでしょ。我々のときは何ぼ食糧難でいっても、そういうことは日本ではほとんどないです、戦前はあったんですけど。

ですから、そういうのをなくすために、全部が全部じゃなくて、一部でもそういうことができないかというのが、最後の農業政策を救う道ではないかなと。我々のような脳のないのが考えたんですよ。ですから、脳のある、ペーパーテストが我々の10倍ぐらいの人は、そういうことは考えつかんのですよ。どうですか、町長さん、私が言っとるのは、もうようけ時間がないですけど。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

農業施策の上では、そういった援助も非常に重要になってこようと思いますので、検討させていただきたいと思います。

しかしながら、これ、我々まんのう町でできることではございませんので、国、県のほうへ働きかけていきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 町長さんが言われたとおり、これはまんのう町だけではどうにもならないのは、それはわかっています。ただ、やっぱり我々が発信して、誰かが気がついて、そういうこともあるなと気がついていただければ、それで結構です。

ただ、1番と2番は、これ、まんのう町で解決すれば、県の農振だって、北朝鮮とかソ連とか中国へ行って許可をもらうんでないんですから、高松の事務所か東京の事務所ですよ。同じ日本人同士ですよ。ただ、裕福に恵まれた給料で、その中でほぼ生活しとるか、毎日、一生懸命油流して生活しとるかの違いなんです。それを、結局、我々の地域だったら何とかできると。だから全てでないですよ。町長さんの答弁では、全てやったら食糧云々と、それはわかりますよ。

ゴルフ場なんかも、今、閉鎖して、ソーラーシステムになっとるけど、あるところのゴルフ場の経営の奥さんは、昔、食べるもんがなかったと。何百ヘクタールというゴルフ場をつくって、配水と、芝が水が要りますから全部あるんです。そこへ、いざとなれば、芋を全部植えれば、香川県の何分の1かは生活ができるという発想を覚えていただいたのは、私は非常にいまだに残ってます。ただ、事情が変わって、ソーラーシステムに、今、ゴルフ場もほとんど、あいた広い土地は、今、全部ソーラーシステム。これだっって何年続くかわかりませんよ。

そういうこともあるから、ぜひとも、1番の琴電と、特に農地から商業地というのは、まんのう町の総農業の0.何%ですから、今の中央の金利と一緒にすわ。この間、誰やらんが言いよった、5%以内、3%に下げと、マイナス金利みたいなもんですから、0.0何%あれば、きちっとできる。今のうちだったら、専門の先生いわく、進出企業があると。それを逃したら、ほかへとられたらまず来んと。ですから、ベルモニーの向こうに住宅団地ができてますけど、あそこへコンビニを持ってこい、お好み焼きを持ってこい、ほかの商業施設を持ってこいというんですか。あそこは団地でいいじゃないですか。それを、結局、普通で言う、どうにもとまらないじゃないけど、にっちもさっちもいかんようになってやるんだったら、10年前、あいつがやかましい言うとき手打ったとき、ここは商業地になっったのになということにならないように、現にある場所は、道路の北側は数百万円という家賃が入っている。道路の南側は、年間純利益にしたら、数十万円とって、マイナス数十万円の分をやっとるわけですから、同じ場所でありながら、同じ部落内でありながら、同じ町内でありながら、それを、町長さん、言いよるんですよ。

だから、一部の農業委員さんが、そんな農地をおまえみたいに言うことはならんという人もありますが、そしたら農地でそれだけの収入があるかといったら、ないでしょう。だから一部だけでも、そこがよなったら、隣のもんが、あそこはよかったといっってうらやましがって足を引っ張るからできんのですよ。

町長さん、強い決意で考えてください、本当に。どうぞ。やると言ったらできる。県なんかほっといたらいいですわ。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

やはり法律がございまして、許認可の権限もそれぞれの場所に、県とか、町でできるものは町でしてまいります、やはり国の許可、県の許可が要る場合は、その許可がなければ、何ぼまんのう町がどうこういってもできませんので、その辺は十分説明をして進めていきたいと思います。

○三好勝利議員 町長さん、私も何回も一緒に言うのは、あんまり喜んでるんでないんです。皮肉でもないんです。やっぱりそれによって、将来、絶対に展望が開ける。仲南地区を見てください、あれだけの工業団地でやっとならなうでしょ。あれなんかでも、相当賛否両論があつてやっとなうですよ。やつて、やっぱりよかつたと思つてます。そういうふうな、ぜひとも強い決意で、県がおるからしょうがない、あれがおるからしょうがない、そないな法律は人間がつくつたものですから、改正だつてすぐできます。するかせんかの問題ですから、ぜひともお願いしておきます。答弁は結構です。まだちょっとあるけど、もうこれで終わりますから、ぜひともお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 6 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員